

令和2年第7回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和2年12月2日(水)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告  
(町長招集あいさつ)
- 第 4 議案第57号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 5 議案第58号 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第59号 令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 7 議案第60号 令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 8 議案第61号 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第62号 令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第10 議案第63号 永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第11 議案第64号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第65号 指定管理者の指定について
- 第13 請願第 4号 75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書
- 第14 議員派遣の件

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

1番 松川正樹君  
2番 上田誠君  
3番 中村勘太郎君  
4番 金元直栄君  
5番 滝波登喜男君  
6番 齋藤則男君  
7番 江守勲君  
8番 伊藤博夫君  
9番 長岡千恵子君  
10番 川崎直文君  
11番 酒井和美君  
12番 酒井秀和君  
13番 朝井征一郎君  
14番 奥野正司君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	山口真君
教育	長	室秀典君
消防	長	朝日光彦君
総務課	長	平林竜一君
財政課	長	川上昇司君
総合政策課	長	原武史君
会計課	長	酒井宏明君
税務課	長	石田常久君
住民生活課参事		川上善照君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	島田通正君
農林課	長	野崎俊也君

商 工 観 光 課 長	森 近 秀 之 君
建 設 課 長	家 根 孝 二 君
上 下 水 道 課 長	朝 日 清 智 君
上 志 比 支 所 長	歸 山 英 孝 君
学 校 教 育 課 長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課 長	清 水 和 仁 君

6 会議のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	坂ノ上 恵 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る11月12日、町長より令和2年第7回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご参集をいただき、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますこと、心より厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、傍聴者を含め議場に入場する方には、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症予防の対応にご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和2年第7回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（奥野正司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、松川君、2番、上田君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、12月2日から12月17日までの16日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、12月2日から12月17日までの16日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合の出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどをお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

令和2年第7回永平寺町議会定例会の開会に当たり、町政運営に関する所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

年の瀬を迎え、一段と寒さも加わり、冬の訪れが日ごとに深まるのを感じるこの頃でございます。議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。

本定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年一年を振り返ってみますと、今までに体験したことのない新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、いち早く町民の皆様の健康と暮らしを守るとともに、地域経済の再生を図るため、その対応を最優先に取り組んでまいりました。

その中であって、地元酒蔵3蔵元による消毒用のアルコールの製造と供給をはじめ多くの方々からの寄附金及びマスクやフェースシールド等の衛生用品などのご寄附を賜り、また、その他様々な活動を通してご支援をいただき、一方では、町民一人一人が感染防止対策の徹底を実践していただいたことに対して、誠にありがたく、改めて深く感謝申し上げる次第でございます。

また、コロナ禍の中、行事等の中止や規模の縮小で活動が制限されることとなり、地域のつながりや活気が失われるのではないかと危惧いたしましたが、永平寺町ガーデニングクラブ「愛花夢」や永平寺じよやま会、上志比地区ひまわりサポートの会など、自らの手で地域を守り、生かしていくという地域の皆様の自主的な活動がマスコミ等で取り上げられるなど、地域と一体化していることについて、大変誇らしく感じた次第でございます。

さらに、九頭竜川中流域を対象に活動している民間団体によるカヤック体験教室の開催や、「九頭竜川をカヤック競技のできる川にしよう」「永平寺町からメダリストを出そう」という熱い思いから、より競技にふさわしい環境づくりへのプロジェクトが始動しており、九頭竜川の新たな息吹を感じ、それが水辺の観光、レジャーなどの経済活動につながるよう期待しているところです。

コロナ禍にあって新しい生活様式が叫ばれておりますが、今後とも、感染状況や地域経済の動向を見極めながら、消費回復に努めるとともに、さらなる地域の自主的な活動に期待するとともに、行政としての役割の中で支援していきたいと思っております。

それでは、町政運営について申し上げます。

マイナンバーカードの普及につきまして、11月までの申請率は26.4%で、前年の11月までと比較して約13ポイントの増加となっております。

マイナンバーカードは、国が進めるデジタル化社会において行政手続の簡略化や効率化が図られることから、11月より休日に対応窓口を開設し、普及に努めております。96件のご利用をいただきました。

さらに、郵便局においても、国の施策であるマイナポイントの手続きができることから、マイナンバーカードの普及にご協力をいただいているところです。

今後とも、さらに積極的な普及を推進してまいりたいと思っております。

次に、まちづくりについて申し上げます。

先月24日に、永平寺町と石川県輪島市、富山県上市町の北陸3県3市町と北陸財務局によるリモートでの意見交換を行いました。これは、ZENに縁があり様々な特色を有する3つの自治体と北陸財務局の中堅・若手職員がネットワークを構築し、パートナーシップの推進を図ることで、それぞれの強みを生かしながら連携政策の立案を検討するという取組です。ウイズ、そしてアフターコロナを見据え、新たな広域連携によるまちづくりへの提案につながるよう、今後も継続して協議を進めることとしております。

また、同日の夜には、永平寺町まちづくりセミナーを開催し、福井県立大学の進士学長による「永平寺町の風景づくり計画」と題して講演をいただきました。美しい景観からいい風景、永平寺町らしい風景へと景観政策を展開することで産業振興につながるよう、町民、事業者、行政が意識を共有し、行動を起こすことの大切さを実感したところでございます。

今後は、町の景観審議会における議論を通して景観まちづくりの指針をつくり、

実践的な景観計画の策定に努めてまいります。

次に、上志比支所の業務開始について申し上げます。

上志比支所につきましては、12月7日に竣工式を行い、業務を開始することとしております。

業務開始に伴う記念企画として、新庁舎内のロビーや会議室で、これまでの上志比地区の歩みや特産品及び名所旧跡等を写真や映像、資料等で紹介することにより、新しい支所がこれからも地域の方々に親しみを持っていただくよう計画しているところです。

また、上志比支所は、防災機能を兼ね備えた地域の拠点という位置づけでもあることから、災害発生時の情報収集・伝達対応として、降雪状況による豪雪時の対応を想定した交通の確保、雪害の状況、応急対策等における通信訓練を行うこととしております。

今後とも、より迅速かつ的確な災害対策が実施できるよう災害時の支所機能の強化を推進し、地域の皆様の安全、安心の確保に努めてまいります。

次に、産業振興について申し上げます。

現在の永平寺町は、コロナ禍に伴う経済状況、少子・高齢化等の社会構造の劇的な変化に直面しており、安定した雇用の創出や地域産業の振興、円滑な事業承継、創業支援等に対して、これまで以上に注力していくことが求められています。

そのためには、適時適切な対策を講ずるために事業者に係るデータの蓄積が必要であることから、町内事業者を対象に実態調査、意向調査を実施することとしております。

今後、調査後のデータは視覚性及び一覧性のある集計を行い、持続可能な地域産業を育成するための政策立案に活用していきたいと考えております。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、令和2年度永平寺町一般会計補正予算につきましては、人事異動及び人事院勧告に準じた職員給与費等を減額しております。

新型コロナウイルス感染症対策事業におきましては、コロナ禍におけるオンラインやウェブでの会議の環境整備や、小中学校のオンライン学習等にも対応するためのタブレット等の整備、町内の福祉施設等の事業所を支援するための費用などを計上しております。

このほか、県単土地改良事業の事業費、県営道路整備事業に係る町負担金、特別会計への繰出金等を計上しております。

これらにより、一般会計補正予算の総額は1億1,542万円となった次第でございませう。これら歳出の財源となります歳入では、国県支出金、前年度繰越金等により措置をしております。

令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、高額療養費の増加が見込まれるため、その費用の増額分を計上しております。

令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算及び令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につきましては、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の電算システム改修による負担金が増となりましたので、不足する費用をそれぞれ計上しております。

令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につきましては、職員給与費等の減額及び汚水ます設置箇所の増に伴う工事費の増額分を計上しております。

令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計につきましては、職員給与費等の減額及び県の河川改修工事に伴う異常通報装置の架線の移転補償工事費を計上しております。

次に、条例の制定及び一部改正につきまして、永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定の外1件、指定管理者の指定について、いずれも上程の都度ご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会の開会に当たり案件の概要等を申し上げましたが、今後ともさらなる町勢発展と持続可能な行政サービスの提供に努めてまいりますので、皆様のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。よろしくお願ひします。

～日程第4 議案第57号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第5 議案第58号 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第59号 令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第60号 令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第61号 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第9 議案第62号 令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正



予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第4、議案第57号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第9、議案第62号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程されました議案第57号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第62号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第57号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算について申し上げます。

歳出では、人事異動及び人事院勧告に準じた職員給与費等を減額したほか、新型コロナウイルス感染症対策事業では、コロナ禍におけるオンライン、ウェブでの会議の環境整備や、小中学校の児童生徒のオンライン学習等にも対応するためのタブレット等の整備、町内の福祉施設等の事業所を支援するための費用などを、このほか、県単土地改良事業の事業費、県営道路整備事業に係る町負担金、特別会計への繰出金等、総額1億1,542万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源となります歳入では、国県支出金、前年度繰越金等により措置をしております。

次に、議案第58号、令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算については、高額療養費の増加が見込まれるため、その費用などを補正するものでございます。

議案第59号、令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算及び議案第60号、令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算については、福井坂井地区広域圏の電算システム改修による負担金が増となりましたので、不足する費用をそれぞれ補正するものでございます。

議案第61号、令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につきましては、職員給与費等の減額及び汚水ます設置箇所の増に伴う工事費を補正するものでございます。

議案第62号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計については、職員給与費等の減額及び県の河川改修工事に伴う異常通報装置の架線の移転補償工事費を補正するものでございます。

以上、議案第57号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第62号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算までの提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項については、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明ありますか。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 議案第57号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第62号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第57号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案書を願います。

議案書の3ページを願います。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,542万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億5,275万円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、4ページから6ページにかけましての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

地方債の補正の起債の目的及び限度額等につきましては、7ページの第2表、地方債補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

13ページを願います。

款1議会費、項1議会費、目1議会費の工事請負費56万1,000円の減、備品購入費49万8,000円の減額につきましては、Wi-Fi環境整備及びタブレット端末の導入を総合政策課において一括発注をすることから、減額をするものでございます。

14ページを願います。

款2総務費、項1総務管理費、目5の企画費の補助金、永平寺町住まいる定住応援事業補助金300万円は、当初の助成計画件数を超える申請が見込まれるため、増額分を計上するものでございます。

同じく目7支所費の工事請負費、上志比支所新築工事992万円につきましては、正面玄関の駐車場に側溝や視覚障害者誘導標示、町道までのすりつけが必要となりましたので、増額するものでございます。

15ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目9防災費の補助金、空き家等解体及び撤去事業補助金80万円は、当初の計画件数を超える申請がございまして、空き家等対策委員会で審査の結果、補助を行うことが適当と認められたことから、増額分を計上するものでございます。

款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費の町税還付金300万円は、法人町民税の確定申告に伴う予定納税分の還付金や、個人住民税等の還付金の増額分を計上するものでございます。

16ページをお願いいたします。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の備品購入費、J-LIS対応自動証明書交付サービス機器購入費600万円は、コロナ禍にありまして、新しい生活様式の行政サービス環境整備として、マイナンバーカードで戸籍などの行政証明書が発行できるマルチコピー機を整備する費用を計上するものでございます。

17ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の補助金、子ども見守り宅食支援事業補助金57万1,000円につきましては、コロナ禍にあつて長期外出自粛等を踏まえ、新しい生活様式への移行に合わせた子ども見守り体制の強化等の対応を図るための費用を計上するものでございます。

同じく扶助費、福祉施設等支援金710万円につきましては、新型コロナウイルス感染と季節性インフルエンザの同時流行が懸念される中、最前線で活躍されている町内福祉施設等事業所を支援するための費用を計上するものでございます。

18ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4児童福祉施設費の委託料、幼稚園・幼稚園吊り天井点検調査等業務委託料562万3,000円につきましては、9月に生じた地震により園の天井のつり具ボルトが外れたことから、全ての園施設の天井の点検業務を行うための費用を計上するものでございます。

同じく備品購入費、タブレット端末購入費61万1,000円は、コロナ禍にあつて、欠席した園児の保護者とウェブ通信等により健康状態の確認や相談体制

の強化を図るため、タブレット端末を購入する費用を計上するものでございます。

20ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2清掃費、目3し尿処理費の負担金、勝山・永平寺衛生管理組合負担金56万円の減額は、構成市町の負担金が減となったことによるものでございます。

21ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目4農地費の工事請負費、県単土地改良事業400万円につきましては、県の追加事業費の割当てをいただき、谷口地区の農道横の水路の水難防止対策工事費に係る費用を計上するものでございます。

同じく項3水産業費、目1水産振興費、補助金、フィッシュパス導入支援補助金15万円につきましては、コロナ禍にありまして、新しい生活様式といたしまして、遊漁券をスマートフォンなどから購入できるフィッシュパスを、福井市、坂井市と共に導入することとなり、その費用を計上するものでございます。

22ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目2商工振興費の委託料、町内産業構造実態調査業務委託料275万円は、町内の企業など産業構造の実態調査を行い、今後の企業支援に生かすための費用を計上するものでございます。

同じく負担金、中小企業休業等要請協力金市町負担金373万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として、県の中小企業休業等要請を行ったことに伴い支払われました協力金に対して、各市町の負担金を計上するものでございます。

23ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、県営道路整備事業負担金3,161万4,000円は、県道大畑松岡線や国道416号の道路改良工事等に係る県営道路整備事業に係る町負担金を計上するものでございます。

25ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、補助金、新型コロナウイルス感染症収束に向けた観光推進事業補助金434万5,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、修学旅行を県内に変更し実施する場合に同補助金の対象となることから、その費用を計上するものでございます。

26ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費、備品購入費、タブレット端末購入費2,191万4,000円及び項3中学校費、目2教育振興費、備品購入

費、タブレット端末購入費1, 179万6, 000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の長期化により今後も学校が休校となる可能性があることから、オンライン学習にも対応するため、教員及び国の補助対象外の児童生徒のタブレット端末及び周辺機器を整備する費用を計上するものでございます。

このほか、人事院勧告及び職員の人事異動に伴う職員給与等の増減についても各費目ごとにおいて計上してございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、10ページをお願いいたします。

款13分担金及び負担金では、まちむら交流・マイクロツーリズムキャンペーンに係る事業が拡大されたことに伴う負担金、商工費負担金75万円を計上しております。

款15国庫支出金では、障がい児の通所サービスの利用が増えたことによる障害児入所給付費等負担金375万円、社会資本整備総合交付金の交付額の減による道路橋梁費補助金2,803万円の減額、コロナ禍での集団感染のリスクを避け児童生徒が安心して学習できる体制の整備として、体温検知顔認証カメラ等の整備費用に対する補助金、学校保健特別対策事業費補助金を、小学校費補助金375万円、中学校費補助金175万円などを計上しております。

11ページをお願いいたします。

款16県支出金では、障がい児の通所サービスの利用が増えたことによる障害児通所給付費負担金175万2,000円など社会福祉費負担金187万4,000円、県単土地改良事業補助金増による農業費補助金200万円、新型コロナウイルス感染症収束に向けた県内観光推進事業補助金、小学校費補助金195万円、中学校費補助金239万5,000円などを計上しております。

下段の款17財産収入、項1財産運用収入につきましては、財政調整基金の一部を定期預金としておりましたが、運用を国債に変更したことにより運用益が出ましたので、116万円を計上しております。

12ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金につきましては、ふるさと納税300万円を計上するものでございます。

中段の款20繰越金、項1繰越金につきましては、前年度繰越金1,482万円を計上するものでございます。

以上、議案第57号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についての説明と

させていただきます。

続きまして、議案第58号、令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の34ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,246万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,015万7,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、35ページから36ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

40ページの歳出から申し上げます。

款2保険給付費、項2高額療養費、一般被保険者高額療養費2,400万円は、高額療養費が当初を上回る見込みとなったことにより、その費用を計上するものでございます。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2保険給付費等交付金償還金、過年度分国庫支出金等償還金831万3,000円につきましては、令和元年度の事業精査に伴い生じた返還金を計上するものでございます。

次に、戻りまして、39ページの歳入について申し上げます。

財源としまして、款6繰入金、項1他会計繰入金、一般会計からの繰入金15万5,000円、款7繰越金、項1繰越金、前年度繰越金2,543万6,000円及び款8諸収入、項2雑入、診療報酬の精算金687万7,000円を計上しております。

続きまして、議案第59号、令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の43ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,583万円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、44ページから45ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

49ページの歳出から申し上げます。

款1総務費、目1徴収費、福井坂井地区広域圏電算共同利用負担金127万円は、福井坂井地区広域圏電算システム改修に係る負担金が増となったため、その費用を計上するものでございます。

次に、戻りまして、48ページの歳入について申し上げます。

この財源といたしまして、款4繰入金、項1一般会計繰入金、事務費繰入金127万円を計上するものでございます。

続きまして、議案第60号、令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の52ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,022万4,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、53ページから54ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

58ページの歳出から申し上げます。

款1総務費、目1一般管理費、福井坂井地区広域圏電算共同利用負担金400万5,000円は、福井坂井地区広域圏電算システム改修に係る負担金が増となったため、その費用を計上するものでございます。

次に、戻りまして、57ページの歳入について申し上げます。

この財源といたしまして、款7繰入金、項1一般会計繰入金、事務費繰入金400万5,000円を計上するものでございます。

続きまして、議案第61号、令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の61ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億951万3,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、62ページから63ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

67ページの歳出から申し上げます。

上段の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費364万5,000円の減額は、人事異動や人事院勧告等による減額を計上するものでございます。

中段の款2下水道事業費、項2下水道建設費、目1公共下水道建設費323万4,000円は、松岡地区におきまして計画を上回る宅地造成が見込まれるため、公共ます設置工事費の増加分及び、そのうち1か所につきましては本管の布設工事が必要となることから、その費用を計上するものでございます。

戻りまして、66ページの歳入では、款17繰入金、項1繰入金、一般会計からの繰入金41万1,000円の減額をしております。

続きまして、議案第62号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の71ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,302万6,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、72ページから73ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

77ページの歳出から申し上げます。

上段の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費250万1,000円の減額は、人事異動及び人事院勧告等による減額を計上するものでございます。

下段の項2農業集落排水事業費、目1上志比地区農業集落排水維持管理費72万6,000円は、上志比地区におきまして県が実施する南河内川の河川改修に伴い、農業集落排水施設異常通報用の架線が支障となり、移設が必要となりますので、その費用を計上するものでございます。

戻りまして、76ページの歳入では、款14県支出金、項1県負担金72万6,000円は異常通報装置架線移設工事負担金を、款17繰入金、項1繰入金、一般会計からの繰入金250万1,000円の減額を計上しております。

以上、議案第57号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第62号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第10 議案第63号 永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における



選挙運動の公費負担に関する条例の制定について～

- 議長（奥野正司君） 次に、日程第10、議案第63号、永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

- 町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第63号、永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例で定めるところにより、町議会議員選挙及び町長選挙に係る選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成費用を無料とすることが可能となったことを踏まえ、その費用を公費負担の対象とするため条例を整備するものであります。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第11 議案第64号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

- 議長（奥野正司君） 次に、日程第11、議案第64号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第64号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、給与所得及び年金所得に係る控除額が10万円引き下げられ、基礎控除額が10万円引き上げられた個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにするため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第12 議案第65号 指定管理者の指定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第12、議案第65号、指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第65号、指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町松岡デイサービスセンター、永平寺町永平寺デイサービスセンター、永平寺町永平寺老人センター永寿苑、永平寺町上志比デイサービスセンターの指定管理者として社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第13 請願第4号 75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第13、請願第4号、75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書を議題とします。

この請願書は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号を請願文書表のとおり、教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第14 議員派遣の件～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思

ます。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願  
いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しま  
した。

暫時休憩します。

(午前10時44分 休憩)

---

(午前10時45分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日12月3日から12月8日までを休会としたいと思います。ご異議  
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、明日12月3日から12月8日までを休会とします。

12月9日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろし  
くお願いします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前10時46分 散会)